

## 令和8年度（2026年度）第3回教育委員会（6月定例会）議事録

- 1 日時 令和8年（2026年）6月9日（火）  
午前9時30分から午前11時20分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 越猪 浩樹  
委員 田口 浩継  
委員 西山 忠彦  
委員 三淵 浩  
委員 園田 恭子  
委員 渡辺 絵美

### 4 議事等

#### （1）議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第2号 令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について
- 議案第3号 令和9年度（2027年度）熊本県立併設型中学校入学者選抜の基本方針について
- 議案第4号 令和9年度（2027年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について
- 議案第5号 熊本県立美術館協議会委員の任命及び解職について

#### （2）報告

- 報告（1） 「ひのくに高等支援学校いじめ調査委員会」調査報告書の提言に対する対応について

### 5 会議の概要

#### （1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

#### （2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第5号は人事案件及び個人情報に関する案件のため非公開とした。

#### （3）議事日程の決定

教育長の発議により、公開で議案第1号から議案第4号及び報告（1）を審議した後に、非公開で議案第5号を審議した。

#### （4）議事

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

### 教育政策課長

教育政策課です。1ページをお願いします。議案第1号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」御説明します。

提案理由を1ページに記載しております。6月定例県議会で知事から意見照会がありました「教育に関する議案」について、教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理して意見を申し出たことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

2ページをお願いします。教育委員会の意見として、記載のとおり「原案どおりで差し支えない」旨を回答しました。

該当の議案は、3ページの知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。第1号の補正予算の関係部分のほか、条例関係が4件になります。

次の4ページから11ページまでが予算関係の議案本文で、予算の内容については、12ページ及び13ページに整理しています。

12ページは6月補正予算の総括表です。今回の補正は、最下段「教育委員会の合計」欄の左から2番目の72億2581万円余の増額補正となります。内訳を13ページに記載しています。

1は、文部科学省「令和8年度生成AIパイロット校事業」の採択を受けた県立学校において、生成AIを活用した教材や連絡ツール等の開発のための研究に要する経費

2は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金

3は、3Dメタバースを活用し、欠席時の主な居場所が家庭となっている県内不登校児童生徒に対する支援に要する経費

4から6は、熊本県高等学校等教育改革促進基金および高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出するための支援に要するソフト・ハードの経費となっています。

その下は債務負担行為であり、工事入札の不調・不落到に伴い、複数年契約を再設定するものです。

次に、14ページ以降が、条例等議案の議案本文およびその概要です。

16ページの条例案の概要を御覧ください。人事課所管の「熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例」について、国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額を見直すものです。施行期日は令和8年4月1日となります。

18ページの条例案の概要を御覧ください。人事課所管の「熊本県報酬及び費用弁償条例」について、熊本県いじめ防止対策審議会及び熊本県いじめ調査委員会の委員等の業務内容を踏まえ、委員等の報酬の額を見直すものです。

21ページの条例案の概要を御覧ください。デジタル戦略推進課所管のいわゆる「マイナンバー条例」について、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定の整備を行うものです。

23ページの条例等議案関係（概要）を御覧ください。学校人事課所管の「熊本県立高等学校の授業料等に関する条例」について、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うものです。

事務局からの説明は以上です。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 教育長

それでは、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

○議案第2号 令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について

高校教育課長

高校教育課です。議案第2号「令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について」説明します。

それでは、25ページを御覧ください。まず、1の「入試制度の大枠」について説明します。

当初、この令和9年度（2027年度）入学者選抜については、新制度による入学者選抜を予定していましたが、現在、国で検討されている新たな高校教育改革の動向等を見極める必要があることから、昨年度実施した入学者選抜制度を実施することに加え、八代高等学校普通科国際バカロレアコース設置に伴う「国際バカロレアに係る入学者選抜」を新設しております。

2の「前期（特色）選抜」について説明します。

(2)の「実施学科等」については、普通科のコース、専門学科、総合学科及びスーパーグローバルハイスクール指定校のすべての学科の中で、希望する学科・コースで実施いたします。

ただし、3の連携型の中高一貫教育、4の国際バカロレアコースに係る選抜は除きます。

(4)の「募集人員」については、募集定員の70パーセント以内の範囲としています。ただし、熊本市に所在する高等学校は50パーセント以内の範囲としています。

26ページを御覧ください。(6)の「選抜方法等」については、面接、小論文、実技検査など、学校が独自に行う検査とし、学力検査は実施しないこととしています。

ただし、募集人員の募集定員に占める割合の上限を70%とし、募集人員が募集定員の50パーセントを超える場合は、学校独自検査をA群、B群と2つの群に分け、A群及びB群のそれぞれから1つ以上の検査を実施することとしています。(7)の前期（特色）選抜の日程については、実施日を令和9年2月2日（火）としています。

次に、3の「連携型の中高一貫教育に係る入学者選抜」については、小国高等学校で実施します。

(4)の「選抜方法等」については、「中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。」としています。日程については、前期（特色）選抜と同じです。

次に4の「国際バカロレアに係る入学者選抜」について説明します。今年度新設したものになります。

(1)の趣旨については、先日のコース設置内容を踏まえております。御確認ください。

(2)から(4)については、御確認ください。

(5)の「通学区域」については、当該選抜は「学科・コース」にあたるため、全県一区となります。

(6)の「選抜方法等」については、「学校独自検査」とし、「学力検査は実施しない。」としています。

28ページを御覧ください。

(7) 「日程」については、前期（特色）選抜と同じ日程で行います。

(8) の「選抜方法の周知」については、前期選抜と併せて公表します。

続いて、5の「後期（一般）選抜」については、(2)にありますように、全日制課程及び定時制課程で、国際バカロレアコースを除いた全学科・コースで実施し、(4)の「募集人員」は、募集定員から前期（特色）選抜または連携型の中高一貫教育に係る入学者選抜の合格内定者数を減じた数としています。また、併設型の中高一貫教育を行う高校においては、募集定員から併設する中学校からの入学予定者数を減じた数としています。

(5) の「選抜方法等」については、学力検査として5教科の検査を実施します。なお、調査書の評定の取扱いについても、これまでどおり学力検査を行う5教科については、学力検査の得点を用いて31ページに記載の別表により補正を行うこととしています。

(6) の「後期（一般）選抜の日程」については、実施日を令和9年3月4日（木）及び5日（金）としています。

(8) の「後期（一般）選抜の追検査」は令和3年度入試から設けています。アの「資格」については「病気その他やむを得ない事情により、後期（一般）選抜の学力検査を受検することができなかつた者で、その理由が出身中学校長によって証明された者」となります。イの「募集人員」は若干名とし、ウの「学力検査」は国語、数学、英語の3教科としています。オの「日程」については、令和9年3月12日（金）実施となります。

続いて、6の「二次募集」については、全日制課程及び定時制課程において、合格者数が募集定員に満たない学科・コースについて実施することとしています。

30ページを御覧ください。7「その他」については、海外帰国生徒等の特別措置や障がい等がある受検者への配慮事項等について示しています。

説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 西山委員

地域の県立高校の課題ですが、大分の私立高校では、今年の1年生は今まで160人だったのが230人になったとお聞きしました。約1.5倍になり、生徒が集中していると感じました。今回の議論とは別ですが、熊本県の私立高校の1、2年生がどのように変わったのでしょうか、分かれば教えていただきたいと思えます。

先般、福岡での九州地方教育委員総会に出席させていただきましたが、高校入試についての他県からの情報で、大分県では第一志望、第二志望という形で、第二志望は地元の高校を志望すれば、万が一、第一志望に合格しなくても、第二志望の地元校に入学できる、プライオリティパス（優遇パス）が与えられるというような制度の話を知りました。ぜひ熊本県でも、高校の応募に対して第一志望と第二志望という形で、地元校に入学でき、地元校の活性化につながればいいと思えました。御検討いただければと思います。

## 高校教育課長

2点質問をいただきました。1点目、熊本県の私立高校の1年生の変化については、5月上旬を基準とし情報を集めており、分析中のため、申し訳ありませんが、現在のところ情報はありません。

2点目は、デジタル併願制に関係する内容かと思いますが、委員御指摘のとお

り、第二希望までの公立高校に入学できるなどメリットもあるかと思いますが、国から大きな指針など示されていない状況もあり、引き続き、御意見をもとに研究、検討をしていきたいと思ひます。

### 三淵委員

障がいのある方への特別な受検の仕方という点で、問題用紙の拡大など、どのようにされるのでしょうか。例えば、読み書きが苦手な方は拡大するだけで読みやすくなったりします。また、目に障がいのある方への配慮はされていると思ひますが、実際の方法は、どこかと相談して進めているのでしょうか。問題を事前にチェックするなど支障があるのか、などをお聞かせいただきたいと思ひます。

### 高校教育課長

31ページに関係があるところかと思ひますが、配慮を要する方へは、個別に本人と出身中学、及び受検する高校の間で、情報共有し、どのような配慮ができるのか、丁寧に対応しているところです。どのように拡大するのかなども、中学校でどのように配慮されているのかも確認しながら進めております。検査時間の延長、問題用紙の拡大、英語リスニング問題におけるテロップ受検以外にも、難聴の方がロジャーマイクを使用し面接時にしっかり聞こえるようにするなど、受検者と受検校と相談させていただきながら対応を進めているところです。

### 三淵委員

引き続きよろしくお願ひします。

### 西山委員

先ほどの話の続きですが、デジタル併願制や文部科学省の指示などの部分がよく分からなかったのですが、大分県は実施していますが、熊本県では実施するわけにはいかないのでしょうか。

### 高校教育課長

確かに、他県で実施できるのであれば、本県でも実施できると思ひますが、メリット・デメリットがあると思ひますので、研究させていただければと思ひます。

### 西山委員

早急に実施いただかないと、地域の高校の定員割れが続いていますし、私学の状況もどうなるか分からないところですが、世の中そのように動いているので、ぜひ早急に、地元の高校に入りやすくする段取りをお願ひしたいと思ひます。

### 田口委員

今言われたように、メリット、デメリットがあるのではと思ひます。単純に一度に二つ三つ、順位をつけて併願させる制度は、それはそれで意義があると思ひますが、先ほど紹介された大分の例では、第一希望はどこでもよい、第二希望は必ず地元校と限定してしまうと、例えば、まずは第一希望で熊本市内の高校にチャレンジして、ダメだったら地元、という状況も増えてしまうのかと思ひます。熊本に合った併願の方法をしっかり検討していただきたいと思ひます。

### 高校教育課長

ありがとうございます。引き続き研究、検討を進めて参りたいと思ひます。

### 教育長

他にありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

## 基本方針について

### 高校教育課長

引き続き高校教育課です。議案第3号「令和9年度（2027年度）熊本県立併設型中学校入学者選抜の基本方針」について御説明します。

資料33ページをお願いします。

昨年度実施の入学者選抜から変更となったところを中心に説明します。まず、1の「入学者の選抜について」を御覧ください。入学者の選抜は、適性検査の結果及び自己アピール作文、調査書その他必要な書類を資料として、志願者の適性を総合的に判断して行います。

2の「出願資格」、3の「募集定員」及び4の「通学区域」については、昨年度からの変更点はございません。

5「検査について」を御覧ください。（1）にありますように、小学校等における教育活動をとおして身に付けた基礎的な知識及び技能や、それを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等について、総合的な力を見るために、国語、社会、算数及び理科を出題領域とする適性検査を行います。

また、（2）6年間の一貫教育で学ぶ意欲及び適性等を見るために、自己アピール作文を行います。

検査内容の変更等について、資料34ページの「新しい入学者選抜のポイント」にまとめています。昨年度までの検査からの変更点は3点となります。

1点目は「適性検査Ⅰ」及び「適性検査Ⅱ」を1つにまとめて、「適性検査」に変更し、基礎問題と総合問題として出題します。英語のリスニングは実施しません。2点目です。面接は実施しません。3点目は、自己アピール作文を実施します。資料34ページの案内チラシにつきましては、今後公表する予定です。

資料33ページにお戻りください。6の「追検査について」は、検査内容の変更に伴い、病気その他やむを得ない事情によって受検できなかった者が対象となります。「追検査」の内容は適性検査及び自己アピール作文とします。

7「入学者選抜の日程」について、入学者選抜検査日は、令和9年1月10日（日）としております。受検生が、学校を欠席することなく受検できるよう、これまでどおり日曜日に実施いたします。選抜結果の通知は1月21日（木）とし、出願期間等については記載のとおりです。

入学意思確認書提出期間は、1月22日（金）から1月27日（水）としておりますが、これは、県立中学校の入学者数を確定し、市町村教育委員会に通知する必要があるために設定しているものです。

なお、「追検査関係日程」についてですが、入学者選抜追検査日は、1月30日（土）としております。追検査選抜結果の通知は2月4日（木）とし、申請期間等については記載のとおりです。

追検査受検者対象の入学意思確認書提出期間は、2月5日（金）から2月9日（火）としております。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

### 田口委員

変更点がまとめてある34ページですが、面接を廃止して、それを補完する意味で、自己アピール作文を設けられたと理解しております。児童の思考力、意欲、適性等を見るという意味で実施されると思います。答えられる部分と答えられな

い部分があると思いますが、事前に例えば作文のタイトルを示したうえで実施するのか、全体的にこのような形で聞くが、当日細かい課題を出されるのか、どちらもメリット・デメリットがあると思いますが、今、回答できる範囲で教えていただければと思います。

#### 高校教育課長

入試の実施の詳細につきましては8月の要項で示しますが、検査の内容でございますので、現時点でお答えするのは難しいと思っているところです。

#### 田口委員

はい、分かりました。

#### 教育長

他にございませんか。それでは、この件につきましては原案通り可決ということではよろしいでしょうか。

(委員了承)

#### ○議案第4号 令和9年度（2027年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について

#### 特別支援教育課長

特別支援教育課です。議案第4号「令和9年度（2027年度）県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について」御説明いたします。

提案理由は、入学者選抜の実施に当たっては、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条の規定により、教育委員会においてその基本方針を定める必要があるためです。

資料の36ページを御覧ください。はじめに申し上げますが、昨年度からの大きな変更はございません。

特別支援学校高等部等の入学者選抜については、各特別支援学校、学科等の特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力、適性等を総合的に評価して実施するものとしています。

特別支援学校高等部等の入学者選抜は、36ページⅠ「ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科」と、37ページⅡの「それ以外の特別支援学校高等部等」に分けて実施します。

まず、36ページⅠの、ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科について御説明いたします。

この2校の専門学科については、職業自立を重視した専門的な教育を行っており、1の（1）出願資格では、志願できる者を「日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいのある者で、①～⑤をすべて満たす者」としております。

（2）検査及び選抜の方法につきましては、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接を、保護者に面談を行うことができることとしております。

出身学校の校長から出された調査書、その他必要な書類及びアの検査並びにイの面接の結果を資料として選抜を行います。

（4）主な日程 につきましては、ウにあります検査を、令和9年1月20日（水）・21日（木）の2日間で行い、合格者発表を1月28日（木）に行うこととしております。

2次募集については、合格者が募集定員に満たない学校、学科について実施するものとし、検査等を2月2日（火）に実施するものとしております。

次に、37ページⅡの「I以外の特別支援学校高等部等」について御説明いたします。先程説明しました2校の専門学科以外の特別支援学校高等部等についての説明になります。

出願資格は、1の(1)に示すとおり、「原則として学校教育法施行令第22条の3に示す障がいがある者で、かつ①②をすべて満たしている者」としております。学校教育法施行令第22条の3は、視覚障がいや聴覚障がいなど、対象となる5つの障がいについて特別支援学校の対象となる障がいの程度を示したものです。

(2) 検査及び選抜の方法につきましては、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接又は面談を行うことができることとしております。学校が重視する観点に応じて、県教育委員会と協議の上、学力検査を実施しない選抜を実施できることとしております。出身学校長から出された調査書、その他必要な書類及び検査並びに面接の結果を資料として選抜を行います。

なお、教員が家庭または医療機関に出向いて教育を行う訪問教育にあっては、書類による選考とします。

(4) 主な日程につきましては、ウにあります検査を、令和9年3月4日(木)、5日(金)の2日間又はいずれか1日で実施し、合格者発表を3月12日(金)に実施することとしています。訪問教育にあっては、書類による選考のため、検査日は設けないこととしております。

38ページをお願いします。2次募集については、合格者が募集定員に満たない学校、学科等について実施するものとし、(2)イの検査等実施日を3月18日(木)としております。

3次募集の追加につきましては、近年、特別支援学校への進学ニーズが高まっていることから、2次募集の実施後もなお、進学先が決まらないというケースがないよう、その時点で合格者が募集定員に満たない学校、学科等において、2次募集の追加を実施する場合もあるとしております。

令和9年度(2027年度)熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針については、以上のとおりです。御審議、よろしくをお願いします。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 三淵委員

どこにも進学先が決まらない生徒がないように2次募集の追加など配慮しており、良いことだと思いました。ひのくに高等支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校は、結構難しく希望者が多いと思いますが、倍率はどれくらいですか。倍率が高い原因の1つは就職の面かと思いますが、定員を増やすことはないのでしょうか。

## 特別支援教育課長

ひのくに高等支援学校が募集定員32人に対して、出願者数が47人の1.47倍。鏡わかあゆ高等支援学校が募集定員40人に対して、出願者数が45人の1.13倍です。

## 三淵委員

定員で切るということで、不合格になるということでしょうか。

## 特別支援教育課長

合格の判断については、学校長の判断になっており、ここ数年は、ひのくに高等支援学校も鏡わかあゆ高等支援学校専門学科も定員を超える合格者を出している

ます。

昨年はひのくに高等支援学校の合格者が36人、鏡わかあゆ高等支援学校の合格者が44人となっています。ひのくに高等支援学校は、47人の出願のうちに36人が合格して、鏡わかあゆ高等支援学校は、45人の出願のうちに44人が合格にしています。

#### 田口委員

今の受検状況を見ると生徒や保護者のニーズが伺えると思っています。定員がこれでよいのかどうか、もう少し増やすことを検討しないといけないのかということが1つ。もう1つ気になるのが職業自立を目指している学校であるからこそメリットがあるということです。本来であれば普通高校に進学してもいいような生徒が特別支援学校に入学してしまう可能性があるのではないかとということです。他県から同様の事例を聞くことがあります。このような生徒が入学すると、本来、特別支援学校で学ぶことによって、職業自立につながるはずだった生徒が不合格になってしまうということもあるので、合格の判断基準や定員についても今後とも検討していく必要があると思います。

#### 特別支援教育課長

委員より御指摘いただいたとおり、特別支援学校のニーズが高まっている中、軽度の知的障がいの生徒が増えている状況があります。軽度の知的障がいの生徒の進路については、特別支援学校も1つの選択肢ですが、高等学校で障がいに対する配慮等をしっかり整えながら学んでいただくことも1つの選択肢になりますので、高等学校で職業自立ができるような状況をどう考えていくかということと併せて、募集定員についても検討していきたいと思います。

#### 田口委員

特別支援学校からの卒業生に対しては、企業に就職するに当たって優遇措置があると聞いています。高等学校に進学しても軽度の知的障がいの生徒に対しての優遇する措置があるかどうか、それがあかないかで進学先を迷われ、判断している生徒や保護者もいると思いますが、いかがでしょうか。

#### 特別支援教育課長

療育手帳を利用した福祉型の就労をしている方に手厚い支援が行われていることだと思いますが、これについては、高等学校に在籍してる生徒で療育手帳を持っている方も同じようにしていくことが可能です。制度等を踏まえた進路指導をしっかりとしていけるようになれば、卒業後の進路についても安心していただけるとしています。併せて、特別支援学校は就職後も3年間程度アフターフォローを行っていますので、例えば高等学校から就職された生徒についても、このような制度をどう考えていくかということのも検討していきたいと思います。

#### 田口委員

高等学校に行かれたとしても、きちんと見ていただけるということを中学生本人や保護者にもしっかり伝えておくと、安心されると思いますのでよろしくお願い致します。

#### 三淵委員

今のことに関して、アフターフォローは大事だと思います。ひのくに高等支援学校、わかあゆ高等支援学校を卒業した後に就職してもなかなか続かないという話を聞きます。逆に言うと無理して就職してしまったということもあるかもしれません。その時にやはり特別支援学校のアフターフォローが優れているということを保護者が分かっているようで、それが希望する理由の1つになっているようで

す。3年と言わず、長い間アフターフォローしていると聞いてますので引き続き  
お願いします。

## 教育長

他に質問はありませんか。それではこの件につきましては原案通り可決という  
ことでよろしいでしょうか。

(委員了承)

○報告(1) 「ひのくに高等支援学校いじめ調査委員会」調査報告書の提言に  
対する対応について

## 学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。報告(1)「ひのくに高等支援学校いじめ調査委  
員会」調査報告書の提言に対する対応について御報告させていただきます。

調査委員会から7点の提言をいただきました。

資料は、当該校と教育委員会本課及び特別支援教育課で協議を行い、まとめた  
ものになります。

43ページは、提言に対する当該校の年間計画です。項目のはじめに、「★」  
がついているものが、提言を受けての新たな取組であり、それ以外のものは、取  
組を拡充したものになります。

それでは、39ページから御覧ください。

【提言1】特別支援教育の充実に向けて、教職員同士が自立活動の授業を相互  
に参観し、意見交換することで、特別支援教育の知識や指導方法を共有し、授業  
改善につなげます。

また、新たに学年ごとに研究教科を設定し、全職員で授業研究会を行います。  
教科指導にも特別支援教育の視点を取り入れ、指導力向上を図ります。

さらに、医療機関などの専門家を招いた研修を実施し、専門的な視点から生徒  
理解を深め、より適切な支援につなげます。

【提言2】生徒へのいじめの教育については、いじめ防止のため、個別面談を  
中心に、学級・学年・全校で学ぶ機会を設けます。全校集会や情報の授業では年  
間計画に基づいて指導を行います。

自立活動ではロールプレイを取り入れ、相談スキルやコミュニケーション力な  
どのソーシャルスキルを育成します。また、外部講師を招きたいじめ防止講話を  
実施し、専門的な視点から理解を深めます。

個別指導としては、面談をとおして生徒一人一人に寄り添い、特にハートほっ  
とウィークの巡回面談と心のアンケート後の面談を関連づけ、継続的に生徒の思  
いを受け止めたり、指導を行ったりしていきます。

【提言3】教職員の資質の向上、対応力を高めることについては、組織として  
の対応力を高めるため、これまで不定期だった校内支援委員会を隔週開催とし、  
生徒情報や支援計画をもとに継続的に協議します。

また、教職員個々の対応力向上のため、保護者との意見交換やいじめに関する  
協議を行います。年間3回の保護者面談に加え、こころの健康観察やハートほっ  
とウィーク、心のアンケートの結果に応じて必要な面談を実施します。

さらに、新たな取組として、いじめ防止をテーマにしたPTA研修を行い、ワ  
ークショップなどをおして事例から学ぶ機会を作ります。

【提言4】学校体制の強化として、全ての学級に副担任を配置し、各学年に特  
別支援学校サポーターを配置することで、生徒の状況把握と迅速な対応を可能に

します。

聞き取りの際には行動面だけでなく心情にも丁寧に寄り添い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した対応策をいじめ対応マニュアルに明記し、周知します。

外部専門家の活用は校内支援委員会で協議し、積極的に進めます。緊急性の高い事案では、校内支援委員会やいじめ防止対策委員会を臨時開催し、迅速に対応します。

学校運営協議会では学校全体の状況や取組を共有し、いじめ防止対策委員会では外部専門家を交えて対応を協議します。校内支援委員会では必要に応じて助言を受けながら支援計画を検討します。

【提言5】生徒情報収集や共有については、中学校から引き継ぐ個別の教育支援計画を活用し、生徒の困難さを踏まえた支援を計画に反映します。年度当初には生徒理解研修で特性や配慮事項を全職員で共有し、その後も自立活動や授業研究会を踏まえて情報を更新します。

また、毎週の学年会や隔週の校内支援委員会で生徒の状況を確認し、支援を検討します。さらに、新たに、こころの健康観察を実施し、生徒の悩みや困りごとを把握して、必要に応じて声掛けや個別面談につなげます。

【提言6】保護者への支援について、いじめ問題に関する学校の取組は、PTA総会や学校運営協議会、ハートほっとウィークなどをおして保護者と共有します。面談に加え、「こころの健康観察」の結果も共有し、生徒の状況を保護者と共に把握します。

また、PTA研修では保護者と教職員が意見交換できる場を設け、いじめへの理解を深めます。さらに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーなど外部専門家と早期に連携し、保護者支援の体制を整えます。

【提言7】教員数の充足については、教職員の適正な人数配置について県教育委員会と協議を進めます。また、教職員の協力体制を強化するため、必要に応じて外部相談員の派遣を依頼し、支援を受けられる体制を整えます。

さらに、県教育委員会への提言として、指導主事が必要に応じて学校を訪問し、対応状況の確認や助言を行います。

学校安全・安心推進課からの報告は以上になります。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 渡辺委員

特別支援学校の場合だと生徒自身がいじめにあっているときに、それを表に出すことで、どう周りの人が動いてくれるか、言ったことによって前に進んでいくのかなどが上手くつながらなくて、なかなか声に出せないこともあると思います。いじめの防止講話やハートほっとウィークなどもあげていただいておりますが、いじめにあったときに声を出すことによって、「周りがこれだけ動けるよ」、「あなたにとってこういうことがあるよ」ということに重点を置いた対応を進めていただきたいと要望します。また、こころの健康観察では、把握した状況で保護者面談を実施するというのですが、具体的にはどのようなことを把握した場合に、どのような保護者面談を実施するのか教えてください。

## 学校安全・安心推進課長

特別支援教育では特性に応じた支援が重要になります。個別に対応する部分と全体で対応する部分をしっかり住み分けてやっていくことが必要だと思います。

「助けて」と言うことが学校のサポートや解決の始まりでもあるので、そのような声を保護者も含めて学校とコミュニケーションをとっていくことが必要であると思っています。こころの健康観察についてはいろいろな状況があがってくると思います。心の揺れがある、困った状況とはいかないまでもその兆しなどがあがってくると思いますので、そのような状況について、子どもや保護者と共有していきながら、その後どのような対応をしていくのかについて個別に考えて対応していくこととなります。使い方については今年度から知見を貯めていこうと思っているところですので、関係各所と協力していきながら進めていきます。

#### **園田委員**

ハートほっとウィークという巡回面談はどのような形で、誰が実施するのか。また、どのような効果が期待されるのかを教えてください。

#### **学校安全・安心推進課長**

ハートほっとウィークでは、年に2～3回、子どもが面談したい先生と面談ができるような機会を設けております。その中で困りごとなどを含めた子どもの様子を教員が把握します。注意が必要であれば支援につなげるということを取り組んでいます。

#### **西山委員**

先程のこころの健康観察の関連ですが、まだ実施していないのではと感じたのですが、いつから実施し、どのような方法で行い、結果の共有はどのように行うお考えなのでしょうか。現在、実施しているのであれば現状を、実施していないのであれば今後の予定を教えてくださいたいと思います。

#### **学校安全・安心推進課長**

こころの健康観察につきましては、先行でパイロット的な試行段階を行いました。本年3月には通知を発出し、4月から本格実施ということで対応しているところです。まだその結果や先程申し上げました使い方については、今年度から知見を貯めていこうと思っているところですので、試行の結果を踏まえ、関係各所と協議を進めていきながら検討していきたいと思っています。

#### **西山委員**

4月からの本格実施は県立高校すべてですか。

#### **学校安全・安心推進課長**

はい。そのとおりです。

#### **西山委員**

2ヶ月経っていますので、そろそろ状況の整理をお願いします。こころの健康観察は、言葉でいうと非常に良いが、実態はどうかと疑問を持っています。そのため、結果の状況、実施の内容もですが、結果の状況については、何が分かり、どう共有しながら予防していくかについて、一度具体的に説明や紹介いただければ大変ありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

#### **田口委員**

長期間にわたり調査を行っていただいたこととともに、詳細な提言の対応をいただきありがとうございます。質問ですが、今回の提言の活用法については、ひのくに高等支援学校のみへの提言なのか、県内の他の高校や特別支援学校を含めた提言にされる予定なのか教えてください。

#### **学校安全・安心推進課長**

提言自体はひのくに高等支援学校に対する提言であり、今回の事案への提言と伺っていますので、まずはひのくに高等支援学校の体制などを充実するためと考

えています。提言の中には、他の高校や他の特別支援学校で参考になるような中身をいただいていますので、特別支援教育課とも連携を図りながら進めていきたいと思っています。

#### **田口委員**

せっかくこのような知見を得られたので、その活用をお願いしたいと思います。さらには支援学校に限らず、他の高校にも重要な事項があるのではないかと思いますので今後御検討頂きたいと思います。

#### **教育長**

では、この件については以上でよろしいですか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

#### **6 次回開催日**

教育長が、次回の定例教育委員会は令和8年（2026年）7月7日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午後1時30分から。

#### **7 閉 会**

教育長が閉会を宣言した。午前11時20分。